

# 第 149 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 30 年 1 月 11 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 149 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 30 年 1 月 11 日 (木) 午後 2 時 04 分

2. 閉会年月日 平成 30 年 1 月 11 日 (木) 午後 2 時 15 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

### 4. 出席委員 (14 人)

会 長 1 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 10 番 中 村 文 男

委 員 2 番 石 橋 薫

3 番 堀 内 重 男

4 番 砂 庭 周 平

6 番 佐々木 一 雄

7 番 三 浦 恵美子

8 番 松 村 範 明

9 番 滝 田 信 彦

11 番 河守田 雄 一

13 番 山 田 憲 幸

14 番 川守田 雄 一

15 番 梅 内 勝 治

16 番 奥 瀬 修 一

### 5. 欠席委員 (2 人)

欠席者 5 番 工 藤 信 仁

12 番 野 田 清 八

### 6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟

主 幹 佐 藤 慶

総括主査 沼 畑 ゆ き 子

### 7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 4 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 5 議案第 3 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 3 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局長	ただいまから、第 149 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。
赤石会長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしくお願いします。
事務局長	本日の出席委員は 16 名中 14 名となっております。委員定足数に達しておりますので、 第 149 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 4 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。  6 番 佐々木一雄 委員 7 番 三浦恵美子 委員を指名いたします。  次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。  次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。  【「異議なし」の声あり】  次に、日程第 4 報告第 4 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 佐藤主幹

佐藤主幹	<p>それでは、報告第4号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化基盤法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、1件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成25年2月1日から平成35年1月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの様子は平成29年12月13日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの報告第4号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第4号「使用貸借合意解約書を受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第35号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、いずれも所有権の移転に関するものであります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>奥瀬 修一 調査員</p>
奥瀬調査員	<p>16番 奥瀬から説明いたします。</p> <p>去る1月5日、石橋委員と中央公民館において、議案第35号について調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第35号について農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番及び番号2番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第 3 5 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 6 議案第 3 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案第 3 6 号について朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第 3 6 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、8 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 1 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は 田及び畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 3 6 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

議 長	<p>よって、日程第6 議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第149回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時15分)</p>
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年1月11日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員